

# 維新・池下議員らを告発

## 「後援会が上限超す寄付受けた」

### 大学教授が

### 大阪地検に

日本維新の会の池下卓衆院議員の後援会が事務所の無償提供を受けながら、その財産上の利益を政治資金収支

報告書に記載していなかった問題で、神戸学院大学の上脇博之教授が12日、政治資金規正法違反の疑いで池下議員や後援会などを大阪地検に告発しました。告発状によると、池

家賃の相場から無償提供分は少なくとも年48万円と見積もられるとして、規正法の年間上限を超える寄付を受け取った疑いがあるとしています。

また、無償提供分について政治資金収支報告書に記載がなかったことから、同法違反（不記載）の疑いがあるともししています。この件は『週刊文春』

（13日号）で報じられました。これを受けて池下議員は自身のウェブサイトで、事務所の無償提供について「父個人から池下卓個人への提供」と説明。後援会への寄付ではなかったとしています。ただ、議員個人から後援会に事務所を無償提供したことの記載は「怠った」として、収支報告書を訂正したと

上脇教授は「議員個人を迂回（うかい）させて説明しているが、寄付をした父親は後援会の会計責任者も務めている。実質的に上限を超える寄付を受けたとみている。報告書を訂正しても規正法違反の罪が消えるわけではない。検察は厳正に捜査し起訴するべきだ」と語りました。